

# ShinEtsu

## 第59回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月25日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地  
J R 神田万世橋ビル  
ステーションコンファレンス万世橋（4階）

### ■ 招集ご通知

### ■ 参考書類

### ■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

### ■ 添付書類

事業報告／計算書類（連結・個別）／監査報告書

## 信越ポリマー株式会社

証券コード:7970





代表取締役社長 小野 義 昭

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第59回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度の業績は、以下にご報告申し上げますとおり、売上高は、前期に比べ増収となり、利益につきましても、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期に比べ増益となりました。期末配当金につきましては、1株につき8円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、前期に比べ4円増配の1株につき16円となります。

当社は、CSRを基本とした経営を推し進め、安全第一に、地球環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を念頭に行動するとともに、コーポレートガバナンスの充実及びリスク管理に万全を期し、企業体質の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

### 目次

第59回定時株主総会招集ご通知 P 2

株主総会参考書類 P 5

事業報告 P 21

連結計算書類 P 43

計算書類 P 47

監査報告 P 50

(証券コード 7970)  
2019年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町一丁目9番地  
**信越ポリマー株式会社**  
代表取締役社長 小野 義 昭

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2019年6月24日（月曜日）午後5時35分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 開催日時	2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 開催場所	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地 J R神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋（4階）
3. 会議の目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第59期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第59期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
4. 招集に当たっての決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 議決権行使書面に議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。</li><li>● 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）による方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしたします。</li><li>● 電磁的方法（インターネット等）の議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として当社は取り扱います。</li></ul>

以 上

- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinpoly.co.jp/>）に掲載しております。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト⇒ <https://www.shinpoly.co.jp/>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



## インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限：2019年6月24日（月）午後5時35分送信分まで

1. 当社の指定する次の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2. 下記の行使手順に従って、議決権を行使してください。

### STEP1

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

上記のURLを入力し、議決権行使ウェブサイトへアクセス

### STEP2

「次へすすむ」をクリック

### STEP3

「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック  
パスワード変更画面が出ますので、議決権行使書用紙右片に記載のパスワードを入力し、株主様がご使用になるパスワードを登録してください。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右下に記載されております。

### STEP4

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

### ご了承ください事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

### 機関投資家の皆様へ

- 議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

### お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話 **0120-768-524** (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題のひとつとして認識しております。

経営基盤の強化と持続的成長による企業価値の向上を目的として、財務体質の健全性並びに研究開発投資や生産設備投資及びM&Aなどのための資金を確保しつつ、業績に応じた中期的に安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき8円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金8円を加えた年間配当金は、1株につき16円となり、前期と比較して4円の増配となります。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金8円      総額649,968,592円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2019年6月26日

### 1株当たり年間配当金



## 第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（12名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化を図るため、取締役を1名減員し、取締役11名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	再任	社外	独立	取締役会出席回数
1	小野 義昭	代表取締役社長	再任			14/14回
2	出戸 利明	専務取締役 営業本部長	再任			14/14回
3	高山 徹	常務取締役 環境保安・業務監査関係担当 社長室長	再任			14/14回
4	古川 幹雄	常務取締役 営業本部新事業統括室長	再任			14/14回
5	轟 茂道	取締役	再任	社外	独立	14/14回
6	宮下 修	—	新任	社外	独立	—
7	菅野 悟	取締役 開発本部長	再任			14/14回
8	柴田 靖	取締役 管理本部長兼人事部長	再任			14/14回
9	小林 直樹	取締役 営業本部営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長 信越聚合物（上海）有限公司董事長	再任			14/14回
10	石原 寛	取締役 信越ファインテック株式会社 代表取締役社長	再任			14/14回
11	佐藤 光男	取締役 生産本部長	再任			13/14回

候補者番号

1

おのよしあき  
小野 義昭

1944年1月1日生

再任

■ 所有する当社株式の数

44,300株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

6年

#### ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1967年 4月 信越化学工業株式会社入社	2005年 6月 同社常務取締役
2000年 6月 同社シリコン電子材料技術研究所長	2007年12月 同社研究開発部長・特許部長
2003年 6月 同社取締役	2009年 6月 同社代表取締役専務・シリコン事業本部長
2004年11月 同社新規製品部長	2013年 6月 当社代表取締役社長（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■ 取締役候補者とした理由

小野義昭氏は、信越化学工業株式会社でのシリコン事業を中心とした幅広い知見や経験を有し、当社代表取締役就任後は、強いリーダーシップを発揮し、当社の業績回復に尽力していることから、引き続き取締役会での監督機能や当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

2

でとしあき  
出戸 利明

1952年12月17日生

再任

■ 所有する当社株式の数

63,900株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

7年

#### ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1980年10月 当社入社	2013年 6月 当社高機能製品事業本部長
1997年 6月 当社機能製品事業本部OAグループマネジャー	2014年 4月 当社営業本部長（現任）
2007年 6月 当社高機能製品事業本部機能製品事業部長	2016年 6月 当社常務取締役
2012年 6月 当社取締役	2018年 6月 当社専務取締役（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■ 取締役候補者とした理由

出戸利明氏は、主に精密成形品事業に従事し、営業における豊富な経験や知見を有しており、現在は、営業本部の責任者を務めるなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

3

たかやま  
高山 徹

1952年11月2日生

再任

■ 所有する当社株式の数

38,600株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

7年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月 当社入社	2010年 3月 蘇州信越聚合有限公司董事長
1994年 4月 当社香港支店長	信越聚合物（上海）有限公司董事長
2002年 6月 Shin-Etsu Polymer America, Inc.社長	2012年 6月 当社取締役
2004年 3月 Shin-Etsu Polymer México, S.A. de C.V.社長	当社電子デバイス事業本部長
2007年 6月 当社電子デバイス事業本部 R C 事業部長	2014年 4月 当社営業本部海外営業統括室長
2008年10月 当社電子デバイス事業本部営業本部長	2017年 6月 当社環境保安・業務監査関係担当、社長室長（現任）
	2018年 6月 当社常務取締役（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 取締役候補者とした理由

高山徹氏は、主に電子デバイス事業に従事し、海外拠点の責任者を務めるなど、豊富な経験や知見を有しており、現在は、環境保安・業務監査関係の担当及び社長室長を務めるなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ふるかわ みきお  
古川 幹雄

1954年6月20日生

再任

■ 所有する当社株式の数

18,800株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

6年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月 当社入社	2014年 2月 浦和ポリマー株式会社代表取締役社長
2001年10月 当社精密製品事業本部 F I 開発グループマネジャー	2014年 4月 当社営業本部営業第三部長
2004年10月 当社高機能製品事業本部精密製品事業部 F I 統括マネジャー	2017年 6月 当社営業本部新事業統括室長（現任）
2008年10月 当社高機能製品事業本部 F I 事業部長	2018年 6月 当社常務取締役（現任）
2013年 6月 当社取締役 当社高機能製品事業本部 E P 事業部長	

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 取締役候補者とした理由

古川幹雄氏は、主に精密成形品事業に従事し、営業だけでなく研究開発にも携わるなど、豊富な経験や知見を有しており、現在は、営業部門での新事業統括の責任者を務めるなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

とどろき

轟

しげみち

茂道

1946年11月9日生

再任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

4年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1972年 3月 公認会計士登録	2007年 8月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員
1988年 6月 監査法人中央会計事務所代表社員	2011年 6月 財団法人産業経理協会(現 一般財団法人産業経理協会) 監事(現任)
2005年 5月 轟 茂道税理士事務所所長(現任)	2013年 9月 公認会計士轟 茂道事務所所長(現任)
2006年 1月 公認会計士試験(口述) 試験委員	2015年 6月 当社取締役(現任)

## ■ 重要な兼職の状況

公認会計士・税理士 轟 茂道事務所所長

## ■ 社外取締役候補者とした理由

轟 茂道氏は、公認会計士及び税理士として、長年培われてきた知識及び経験により、客観的かつ専門的な視点から、引き続き当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。

轟 茂道氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、長年の公認会計士及び税理士としての豊富な知識及び経験により、会社経営を監督する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、轟 茂道氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの年数は4年です。なお、轟 茂道氏は、公認会計士・税理士 轟 茂道事務所の所長を務めておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。

候補者番号

6

みやした  
宮下おさむ  
修

1954年12月18日生

新任

社外

独立

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役会への出席状況

一回/一回

■ 在任年数

一年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月 三菱商事株式会社入社	2015年 4月 エム・シー・ヘルスケア株式会社代表取締役社長
2010年 4月 同社理事関西支社副支社長	2019年 4月 同社顧問(現任)
2011年 4月 同社理事リテイール・ヘルスケア本部長	

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 社外取締役候補者とした理由

宮下修氏は、総合商社において主に医療品事業分野での豊富な経験と見識を有しており、そうした観点から、当社の経営に対し、客観的かつ適切な監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。なお、宮下修氏は、エム・シー・ヘルスケア株式会社の顧問を務めておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

候補者番号

7

す が の  
菅野 悟

1954年10月7日生

再任

■ 所有する当社株式の数

25,300株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

6年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月 当社入社	2008年 4月 当社高機能製品事業本部 機能製品事業部 S R 技術・生産統括部長
1995年 4月 当社児玉工場 S R 開発グループマネジャー兼 生産技術グループマネジャー	2009年 6月 当社児玉工場長
2002年 2月 当社児玉工場 S R 生産部長	2013年 6月 当社取締役（現任）
2003年 4月 当社高機能製品事業本部機能製品事業部 S R 生産統括部長	2016年 4月 当社開発本部長（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 取締役候補者とした理由

菅野氏は、主に精密成形品事業に従事し、研究開発、生産技術などに携わり、豊富な知見や経験を有しており、現在は、開発本部の責任者を務めるなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

しばた  
柴田 靖

1959年5月12日生

再任

■ 所有する当社株式の数

13,100株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

5年

## ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 4月 信越化学工業株式会社入社	2014年 6月 当社取締役（現任）
2009年 5月 同社直江津工場事務部長	当社管理本部人事部長（現任）
株式会社信越シリカ代表取締役社長	2017年 6月 当社管理本部長（現任）
スカイワードインフォメーションシステム株式会社 直江津事業所長	

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 取締役候補者とした理由

柴田氏は、信越化学工業株式会社で主に管理関係の業務に従事し、豊富な知見や経験を有しており、当社取締役就任後は、管理本部の責任者を務めるなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

9

こばやし なおき  
小林 直樹

1956年11月29日生

再任

■ 所有する当社株式の数

4,100株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

2年

#### ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月 当社入社

1997年 2月 当社電子材料事業本部

国際販売グループマネジャー

2003年11月 当社香港支店長

2014年 3月 当社電子デバイス事業本部営業本部長

蘇州信越聚合有限公司董事長（現任）

信越聚合物（上海）有限公司董事長（現任）

2014年 4月 当社営業本部営業第一部長

2017年 6月 当社取締役（現任）

当社営業本部海外営業統括室長

2019年 4月 当社営業本部営業統括室長（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

蘇州信越聚合有限公司董事長

信越聚合物（上海）有限公司董事長

#### ■ 取締役候補者とした理由

小林直樹氏は、主に電子デバイス事業に従事し、海外拠点や営業部門の責任者を務めるなど、豊富な経験や知見を有しており、現在は、営業部門での営業統括の責任者を務めるなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

10

いしはら かん  
石原 寛

1956年4月14日生

再任

■ 所有する当社株式の数

6,600株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 在任年数

2年

#### ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 6月 当社入社

2002年 4月 当社化成部品事業部長

2005年 6月 Shin-Etsu Polymer Europe B.V.社長

2013年 5月 信越ファインテック株式会社

代表取締役社長（現任）

2017年 6月 当社取締役（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

信越ファインテック株式会社代表取締役社長

#### ■ 取締役候補者とした理由

石原寛氏は、主に経理関係、住環境・生活資材事業及び電子デバイス事業に従事し、海外拠点の責任者を務めるなど、豊富な経験や知見を有しており、現在は、国内販売会社の責任者を務めるなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

11

さとう みつお  
佐藤 光男

1957年9月30日生

再任

■ 所有する当社株式の数

9,100株

■ 取締役会への出席状況

13回/14回

■ 在任年数

2年

#### ■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 1月 当社入社	2007年 7月 当社東京工場長
1993年 4月 当社エンジニアリング部第四グループ課長	2013年10月 当社建設材料事業部長
1995年10月 当社建設材料事業本部建材技術グループマネジャー	2016年 4月 当社生産本部長（現任）
2002年 5月 当社東京工場押出製造部長	2017年 6月 当社取締役（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■ 取締役候補者とした理由

佐藤光男氏は、主に住環境・生活資材事業に従事し、生産技術、その他生産関係などに携わり、豊富な知見や経験を有しており、現在は、生産本部の責任者を務めるなど、引き続き当社の企業価値向上への貢献ができると判断し、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 小林直樹氏は、当社の子会社である蘇州信越聚合有限公司の董事長及び信越聚合物（上海）有限公司の董事長を兼職しております。当社は、蘇州信越聚合有限公司との間で、原材料販売、製品購入等の取引を行っており、信越聚合物（上海）有限公司との間で製品販売等の取引を行っております。
- 石原寛氏は、当社の子会社である信越ファインテック株式会社の代表取締役社長を兼職しており、当社は、信越ファインテック株式会社との間で、製品販売等の取引を行っております。
- また、上記各社は、当社の事業と同一の部類の事業を行っております。
- その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者のうち、過去5年間における親会社である信越化学工業株式会社及びその子会社等の業務執行者であった者の地位及び担当は、上記「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりであります。
3. 轟 茂道氏及び宮下修氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、轟 茂道氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本総会において轟 茂道氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、本総会において宮下修氏が取締役に選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として指定する予定であります。
6. 候補者との責任限定契約
- 当社は、社外取締役との間に会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。
- 当社は、社外取締役候補者轟 茂道氏との間で、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。轟 茂道氏が取締役に再任された場合、当社は同氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、宮下修氏が取締役に選任された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- 当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役細木幸仁氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

ほそぎ さちひと  
**細木 幸仁**

1949年5月18日生

再任

社外

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役会への出席状況

14回/14回

■ 監査役会への出席状況

18回/18回

■ 在任年数

4年

### ■ 略歴及び当社における地位

1975年 4月 信越化学工業株式会社入社

1992年 8月 同社大阪支店シリコン第二部長

1995年 8月 同社大阪支店シリコン第二部長代理

1996年 1月 同社大阪支店シリコン部長代理

1996年 8月 同社新機能材料部担当部長

2004年11月 同社新規製品部担当部長

2015年 6月 当社監査役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### ■ 社外監査役候補者とした理由

細木幸仁氏は、会社業務に関して経験豊富であり、そうした知見と経験を、引き続き当社の監査体制の強化に生かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。

なお、細木幸仁氏は、直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、長年の豊富な業務に基づく知識及び経験により、会社経営を監視する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、細木幸仁氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役に就任してからの年数は4年であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 細木幸仁氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 細木幸仁氏は、過去5年間において、当社の親会社である信越化学工業株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記「略歴及び当社における地位」欄に記載のとおりであります。  
4. 候補者との責任限定契約  
当社は、社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。  
当社は、社外監査役候補者細木幸仁氏との間で、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。細木幸仁氏が監査役に再任された場合は、当社は同氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。  
当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。  
当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

(ご参考)

## 社外役員の独立性基準

当社は、当社の社外役員の独立性を判断する基準として、以下に掲げる事項に該当しない者であることとします。

1. 当社及び当社の親会社、子会社、関連会社（兄弟会社を含む。以下同じ。）の業務執行者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員その他これらに準ずる者及び使用人をいう。以下同じ。）
2. 当社の親会社の監査役
3. 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者）
4. 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等である場合は、当該法人等に所属する者）
5. 当社から多額の寄附を受け取っている者（法人等である場合は、当該法人等の業務執行者）
6. 最近において上記1. から5. のいずれかに該当していた者
7. 以下の各号に掲げる者（重要な者（注）に限る。）の二親等以内の親族
  - (1) 当社及び当社の親会社、子会社、関連会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、当社子会社の会計参与を含む。）
  - (2) 上記2. から5. に掲げる者
  - (3) 最近において上記(1) 又は(2) に該当していた者

(注) 「重要な者」とは、

- (イ) 業務執行者の場合、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。
- (ロ) 監査法人又は会計事務所に所属する者のうちの公認会計士、法律事務所に所属する者のうちの弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうちの評議員、理事及び監事等の役員をいう。

**第4号議案****当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件**

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

**1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由**

当社は、当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的とし、当社従業員及び当社子会社取締役に対し新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。

**2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等****(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限**

下記(3)に定める内容の新株予約権1,900個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式190,000株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

**(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。****(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容****① 新株予約権の目的である株式の種類及び数**

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、株主総会における決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の2年後の応当日の翌日から2025年3月31日まで

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
  - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、2025年3月31日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができるものとする。
    - a. 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
    - b. 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
  - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、2025年3月31日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
  - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
- i 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要な場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ii 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、上記⑥に定めるところにより新株予約権を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の行使の条件  
上記⑥に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得条項  
上記⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ その他新株予約権の細目等  
上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以 上

(添付書類)

# 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、先進国を中心に緩やかな景気拡大基調が続きましたが、保護主義的な経済政策の台頭やそれに伴う通商摩擦の懸念が増大するなど、先行きに不透明感が生じました。米国では輸出が減少する傾向がみられたものの、雇用環境の改善が続く、個人消費も底堅く推移しました。欧州では内需は底堅さを維持しましたが、一部の国での政治不安などにより景気減速の兆しが見られました。アジアでは、全体として景気は底堅く推移したものの、中国での景気減速が顕在化し始めました。

日本経済は、企業の輸出・生産・設備投資及び個人消費が堅調に推移しましたが、本年に入って、海外経済の減速を主因として先行きに不透明感が増してきました。

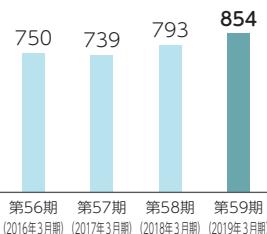
当社グループ関連の事業環境につきましては、半導体業界の活況が継続し、自動車関連分野の需要も総じて順調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは国内外において主力製品及び新規事業製品の拡販に注力した営業活動を継続的に展開し、生産・供給体制の拡充を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高854億60百万円（前期比7.7%増）、営業利益81億53百万円（前期比13.1%増）、経常利益80億26百万円（前期比10.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益60億49百万円（前期比10.9%増）となりました。

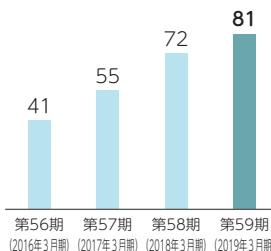
#### ■ 売上高

**854**億円  
(前期比7.7%増)



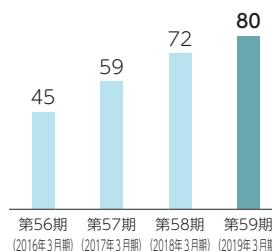
#### ■ 営業利益

**81**億円  
(前期比13.1%増)



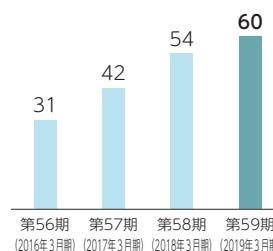
#### ■ 経常利益

**80**億円  
(前期比10.3%増)

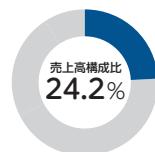


#### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益

**60**億円  
(前期比10.9%増)



## (2) 事業別の概況



### 電子デバイス事業

売上高  
**20,699**百万円  
(前期比5.9%増)



#### 事業別概況

当事業では、自動車関連入力デバイスを中心に順調な出荷が続き、全体として売上げは前年度を上回りました。

入力デバイスは、自動車電装スイッチの種類や搭載車種の増加により、キースイッチとタッチスイッチの出荷が好調に推移しました。また、薄型ノートパソコン用タッチパッドは、従来製品の出荷が終息した一方で、新規製品が立ち上がりました。

ディスプレイ関連デバイスは、液晶接続用コネクタが低調でしたが、視野角制御フィルム（VCF）は新規の光学用途製品の売上げが加わり伸びました。

コンポーネント関連製品は、電子部品検査用コネクタがスマートフォン用部品の需要回復により出荷が伸びました。

この結果、当事業の業績は、売上高206億99百万円（前期比5.9%増）、営業利益14億92百万円（前期比2.4%減）となりました。



### 精密成形品事業

売上高  
**37,089**百万円  
(前期比7.9%増)



#### 事業別概況

当事業では、半導体関連容器の出荷が好調に推移し、全体として売上げは前年度を上回り、利益も伸びました。

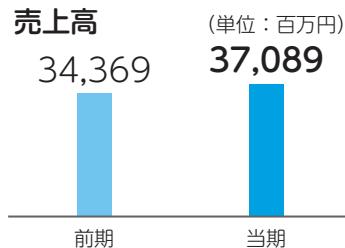
半導体関連容器は、半導体業界の旺盛な需要を背景に300mmウエハー用及び小口径ウエハー用製品の高水準な出荷が継続し、売上げを大きく伸ばしました。

OA機器用部品は、主力のレーザープリンター用現像ローラの需要が伸びず、売上げは横ばいでした。

キャリアテープ関連製品は、高級スマートフォン用電子部品の需要回復があったものの、売上げは前年度を下回りました。

シリコンゴム成形品は、主力の医療関連製品が堅調に推移して、売上げを伸ばしました。

この結果、当事業の業績は、売上高370億89百万円（前期比7.9%増）、営業利益59億4百万円（前期比16.8%増）となりました。





売上高  
住環境・生活資材事業 **19,931** 百万円  
(前期比6.6%増)



### 事業別概況

当事業では、塩ビ関連製品の市場環境が非常に厳しい中、価格改定や生産効率化に努める一方、新規事業製品の拡販を推し進めて、全体として売上げは前年度を上回り、利益も大きく伸ばしました。

ラッピングフィルム等包装資材関連製品は、一部の価格改定ができましたが、全体的に出荷が振るわず、売上げは前年度並みでした。

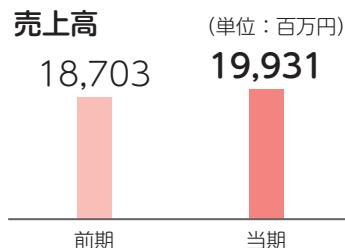
塩ビパイプ関連製品は、市場競争が激しい中、一部の価格改定ができましたが、出荷量が伸びず、売上げは横ばいでした。

機能性コンパウンドは、ロボットケーブル用が好調な出荷を継続したものの、自動車用の需要が若干減速したため、売上げは前年度並みでした。

外装材関連製品は、市場低迷ながら災害復旧向けの需要もあり、また、新規取引先への拡販、価格改定、製品ラインナップ拡充により、売上げを大きく伸ばしました。

新規事業製品である導電性ポリマーは、帯電防止材用途や電子部品用途で大きく伸ばしました。

この結果、当事業の業績は、売上高199億31百万円（前期比6.6%増）、営業利益5億35百万円（前期比19.4%増）となりました。



売上高  
その他 **7,740** 百万円  
(前期比15.3%増)

### 事業別概況

工事関連では、首都圏を中心に商業施設の新築・改装物件、公共施設の内装物件の受注が増え、全体として、売上げは伸びました。

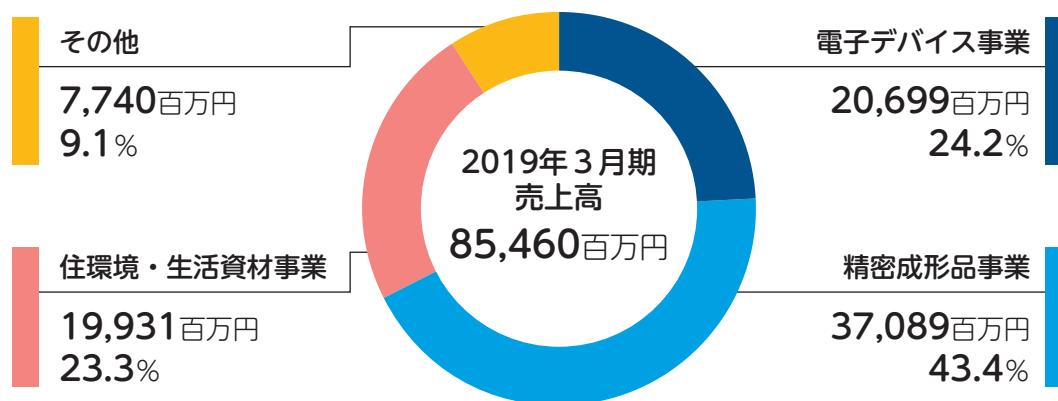
なお、上記各事業に含まれない新規事業開発関連をその他に含めております。

この結果、その他の業績は、売上高77億40百万円（前期比15.3%増）、営業利益2億20百万円（前期比28.9%増）となりました。



【ご参考】

◎事業別売上高構成比



### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達はありません。

### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、60億23百万円であります。

その主なものは、電子デバイス製品製造設備13億20百万円（電子デバイス事業）、半導体関連容器製造設備の増強を含む精密成形品製造設備33億12百万円（精密成形品事業）及び住環境・生活資材製造設備8億50百万円（住環境・生活資材事業）であります。

### (5) 対処すべき課題

当社グループは、国内外の既存事業領域の拡大や、その周辺事業領域を含めた領域での新事業創出などを課題としております。

まず、既存事業領域においては、伸びる市場に照準を合わせた製品開発、徹底した品質管理、販売力強化及び新規顧客開拓に努め、更なる成長を目指します。

具体的には、電子デバイス事業では、自動車用を中心とした入力デバイス製品の顧客需要をしっかりと取り込んで成長のけん引役としてまいります。

また、北米、中華圏、ASEAN地域とインドにおける販売力及び生産性の向上も重要課題として、引き続き取り組んでまいります。

精密成形品事業では、半導体関連容器・キャリアテープ関連製品の需要増に対応し、生産・供給体制の拡充を進める一方で、半導体プロセスの微細化や電子機器の小型化に伴うお客様のニーズに的確に対応し、拡販を図ってまいります。

OA機器用部品は、レーザープリンター用部品・複合機用部品の需要を確実に取り込んで収益の拡大を図ります。

シリコンゴム成形品は、医療用関連製品、高透明製品、複合化製品など当社独自技術を生かした新製品開発により新市場を開拓してまいります。

住環境・生活資材事業では、塩ビ関連製品のコスト削減や新規事業製品等の拡充・拡販などにより成長軌道に乗せることを目指してまいります。

特に、機能性コンパウンドや、導電性ポリマー、薄膜エンラフィルムなどの高付加価値製品の拡販を推し進め、収益の拡大に努めてまいります。

次に、既存事業領域やその周辺事業領域における新事業創出については、喫緊の課題であり、中長期にわたる成長を継続するために、「素材配合」、「複合化」、「精密成形加工」など当社の基盤技術を駆使し、新規テーマの発掘と事業育成に、鋭意取り組んでまいります。M&A（合併・買収）については、収益拡大と新事業創出に向け、引き続き検討を進めてまいります。

また、当社グループは、CSRを基本とした経営を推し進め、コーポレートガバナンスの充実を図るとともに地球環境保全への貢献、人権尊重、安全第一をさらに進めて、企業価値の向上に努めてまいります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

		第56期 (2016年3月期)	第57期 (2017年3月期)	第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	75,039	73,979	79,343	85,460
営業利益	(百万円)	4,101	5,511	7,206	8,153
経常利益	(百万円)	4,532	5,934	7,274	8,026
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,151	4,230	5,455	6,049
1株当たり当期純利益	(円)	38.55	51.60	66.48	74.27
総資産	(百万円)	92,845	96,061	103,667	107,032
純資産	(百万円)	71,253	72,890	77,510	80,560
自己資本利益率	(%)	4.4	5.9	7.3	7.7

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度より適用しておりますが、記載している金額、数値に影響はありませんでした。

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



## (7) 重要な親会社及び子会社の状況等

### ① 親会社の状況

当社の親会社は、信越化学工業株式会社であります。

同社は当社の株式を52.9%保有しており、当社は同社から塩化ビニル樹脂、シリコーンを含む原材料の仕入れ等を行っております。

(注) 株式の保有比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ② 親会社との間の取引について

ア. 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たっては、価格その他の条件について、一般的な取引条件と同様の条件によることを基本とし、交渉のうえ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、上場会社として、親会社からの独立性を確保して経営及び事業活動を行っており、また、上記ア. のとおり、当社の利益を害さないように留意していることから、当社取締役会は、親会社との取引の内容が適切であり、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
信越ファインテック株式会社	百万円 300	100 %	「精密成形品」等の販売及び建築内外装・店舗等の設計・施工
Shin-Etsu Polymer America, Inc.	千米ドル 7,000	100	「電子デバイス製品」の販売
Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd.	千マレーシア リンギット 41,500	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の製造
Shin-Etsu Polymer Europe B.V.	千ユーロ 3,640	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
蘇州信越聚合有限公司	千米ドル 15,300	100	「電子デバイス製品」の製造
Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 14,414	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.	千シンガポールドル 6,682	100	「電子デバイス製品」及び「精密成形品」の販売
信越聚合物（上海）有限公司	千米ドル 300	100	「電子デバイス製品」の販売

- (注) 1. 主要な事業内容は、各事業の名称等により記載しております。  
2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

#### (8) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、下記製品の製造及び販売等を行っております。

主 要 事 業	主 要 製 品
電 子 デ バ イ ス 事 業	入力デバイス、ディスプレイ関連デバイス、コンポーネント関連製品
精 密 成 形 品 事 業	OA機器用部品、シリコンゴム成形品、半導体関連容器、キャリアテープ関連製品
住 環 境 ・ 生 活 資 材 事 業	ラッピングフィルム等包装資材関連製品、機能性コンパウンド、塩ビパイプ関連製品、外装材関連製品
そ の 他	工事関連他

#### (9) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

##### ① 当 社

本 社：東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

支店・営業所：大阪支店、名古屋支店、福岡支店、仙台営業所、広島営業所、札幌営業所

工 場：東京工場、児玉工場（以上、埼玉県）、南陽工場（山口県）、塩尻工場、長野分工場（以上、長野県）、糸魚川工場（新潟県）

##### ② 子 会 社

販売・工事他：信越ファインテック株式会社（東京都）

販 売：信越聚合物（上海）有限公司（中国）

Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co.,Ltd.（同上）

Shin-Etsu Polymer Vietnam Co.,Ltd.（ベトナム）

Shin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd.（タイ）

Shin-Etsu Polymer Singapore Pte.Ltd.（シンガポール）

Shin-Etsu Polymer America,Inc.（アメリカ合衆国）

Shin-Etsu Polymer Europe B.V.（オランダ）

製 造：蘇州信越聚合有限公司（中国）

東莞信越聚合有限公司（同上）

Hymix Co.,Ltd. (タイ)  
 Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd. (マレーシア)  
 PT. Shin-Etsu Polymer Indonesia (インドネシア)  
 Shin-Etsu Polymer India Pvt.Ltd. (インド)  
 Shin-Etsu Polymer Hungary Kft. (ハンガリー)

(注)当社、当社の100%子会社であるShin-Etsu Polymer Singapore Pte.Ltd. 及びShin-Etsu Polymer (Thailand) Ltd.は、2019年1月31日付で、Hymix Co.,Ltd.の全株式を取得し、当社は、Hymix Co.,Ltd.を子会社化しました。

#### (10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

##### ① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子デバイス事業	2,554名	+207名
精密成形品事業	1,713名	+ 9名
住環境・生活資材事業	262名	+ 2名
その他	85名	- 11名
合計	4,614名	+207名

##### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,034名	+15名	45歳	20年

(注)平均勤続年数の算出に際し、当社が吸収合併により承継したグループ会社の従業員について、当該グループ会社における勤続年数を含めて算出しております。

#### (11) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 320,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 82,623,376株  
(自己株式1,377,302株を含んでおります。)
- (3) 株 主 数 10,148名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	千株 42,986	% 52.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,002	4.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,147	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,056	2.5
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	1,025	1.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	768	0.9
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	720	0.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	715	0.8
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	705	0.8
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）	620	0.7

- (注) 1. 上記のほかに、信越ポリマー株式会社名義の株式（自己株式）が1,377千株ありますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末における新株予約権の状況

新株予約権の数	目的である株式の種類及び数
12,890個	普通株式 1,289,000株

(注) 新株予約権1個につき発行する株式数は、100株であります。

#### (2) 当事業年度末における会社役員の保有する新株予約権の状況

	発年 行度	新株予約権 の数	目的である 株式の 種類・数	払込金額	行使価額	人数	権利行使期間
取締役	2016年度	2,080個	普通株式 208,000株	1株当たり 100円	1株当たり 702円	7名	2018年9月13日から 2022年3月31日まで
	2016年度 (注3)	210個	普通株式 21,000株	無償	1株当たり 702円	3名	2018年9月13日から 2022年3月31日まで
	2017年度	3,300個	普通株式 330,000株	1株当たり 172円	1株当たり 1,056円	10名	2019年9月13日から 2023年3月31日まで
	2018年度	3,650個	普通株式 365,000株	1株当たり 121円	1株当たり 962円	10名	2020年9月13日から 2024年3月31日まで

(注) 1. 社外取締役は、当社の新株予約権を保有しておりません。

2. 新株予約権の行使の条件

(2016年度及び2017年度発行分)

- i 新株予約権者は、次のいずれにも該当しなくなった場合、該当しなくなった日から2年経過した日以後、新株予約権を行使することができない。
  - ・ 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
  - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続により承継した者は、承継日から6箇月間に限りこれを行使することができる。
- iii その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2018年度発行分)

- i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
- ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
  - ・ 当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
  - ・ 当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
- iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。

- iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
- 3. 取締役（3名）が、当社従業員又は当社子会社取締役であった時に交付を受けた新株予約権

### (3) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

- ① 交付した新株予約権の数  
1,220個
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
普通株式 122,000株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 新株予約権の払込金額  
無償
- ④ 新株予約権の行使価額  
1株当たり 962円
- ⑤ 新株予約権の行使期間  
2020年9月13日から2024年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
  - i 新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
  - ii 新株予約権の割当てを受けた者が、次のいずれにも該当しなくなった場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、該当しなくなった日から2年経過した日、又は、権利行使期間の末日のいずれか早く到来する日までに限り、未行使の新株予約権を行使することができる。
    - ・当社の役員、従業員、相談役、顧問又は嘱託
    - ・当社の子会社又は当社の親会社の子会社の役員又は従業員
  - iii 新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から6箇月間（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
  - iv その他の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質権の設定その他一切の処分行為をすることができない。

(当社従業員及び子会社取締役に対して交付した新株予約権の区分別内訳合計)

区 分	新 株 予 約 権 の 数	目的である株式の数	交 付 者 数
当 社 従 業 員	920個	92,000株	18名
子 会 社 取 締 役	300個	30,000株	6名

(注) 子会社取締役を兼任している当社従業員4名については、当社従業員として記載しております。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地	位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取 会 代 社	締 取 締	役 長 役 長	日 浦 致 小 野 義 昭
専 務	取 締	役	出 戸 利 明 営業本部長
常 務	取 締	役	高 山 徹 環境保安・業務監査関係担当 社長室長
常 務	取 締	役	古 川 幹 雄 営業本部営業第三部長 営業本部新事業統括室長
取	締	役	波 多 健 治 郎 明治安田生命保険相互会社名誉顧問
取	締	役	轟 茂 道 公認会計士・税理士 轟茂道事務所所長
取	締	役	菅 野 悟 開発本部長
取	締	役	柴 田 靖 管理本部長兼人事部長
取	締	役	小 林 直 樹 営業本部営業第一部長、営業本部海外営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長、信越聚合物（上海）有限公司董事長
取	締	役	石 原 寛 信越ファインテック株式会社代表取締役社長
取	締	役	佐 藤 光 男 生産本部長
常 勤	監 査	役	野 口 修 一
常 勤	監 査	役	宮 崎 盛 雄
監	査	役	細 木 幸 仁

- (注) 1. 2018年6月26日付で、出戸利明氏が専務取締役に、高山 徹及び古川幹雄の両氏が常務取締役に、それぞれ就任しました。
2. 取締役 波多健治郎及び轟 茂道の両氏は、社外取締役であります。なお、取締役 波多健治郎及び轟 茂道の両氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 宮崎盛雄氏は、長年にわたる親会社経理部勤務の経験を有しているなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役 野口修一、宮崎盛雄及び細木幸仁の各氏は、社外監査役であります。なお、監査役 野口修一氏については、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、定款の規定に基づき、社外取締役 波多健治郎及び轟 茂道の両氏並びに社外監査役 野口修一、宮崎盛雄及び細木幸仁の各氏とそれぞれ責任限定契約を締結しております。  
その内容の概要は、次のとおりであります。  
[社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の概要]  
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。
6. 次のとおり、取締役の担当を変更しております。

(2019年4月1日付)

氏名	新担当	旧担当
古川 幹雄	営業本部新事業統括室長	営業本部営業第三部長 営業本部新事業統括室長
小林 直樹	営業本部営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長 信越聚合物（上海）有限公司董事長	営業本部営業第一部長 営業本部海外営業統括室長 蘇州信越聚合有限公司董事長 信越聚合物（上海）有限公司董事長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の総額
取締役	12名	289百万円
監査役	3名	29百万円
合計	15名	318百万円

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役12名、監査役3名であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額（賞与を含む。）は、48百万円であります。
3. 取締役の報酬等の額には、当事業年度中の取締役賞与引当金繰入額52百万円が含まれております。
4. 上記のほか、2018年8月28日の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役10名に対しストックオプションとしての新株予約権44百万円を付与しました。
5. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は5名、51百万円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 轟 茂道氏は、公認会計士・税理士 轟茂道事務所所長を兼職しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

#### ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	波 多 健 治 郎	当事業年度の取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じて、主として、経験豊富な経営者としての大局的観点及び独立的・客観的な立場から発言を行っております。
取 締 役	轟 茂 道	当事業年度の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じて、主として、経験豊富な公認会計士・税理士の専門的視点及び独立的・客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	野 口 修 一	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会18回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、経営的見地及び独立的・客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	宮 崎 盛 雄	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会18回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、財務・会計的見地及び客観的な立場から発言を行っております。
監 査 役	細 木 幸 仁	当事業年度の取締役会14回のすべてに、また、当事業年度の監査役会18回のすべてにそれぞれ出席し、必要に応じて、主として、業務上の豊富な経験を生かして、また、客観的な立場から発言を行っております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、役割などを考慮し、取締役に  
ついては取締役会で、監査役については監査役の協議で決定しております。

##### ① 取締役

取締役の報酬は、業績及び株価を反映させ、企業価値向上に対する取締役の経営責任を  
明確にすることから、役割に応じた「基本報酬」に加えて、年次業績が反映する「賞与」  
及び「ストックオプション」としております。

なお、社外取締役の報酬については、その職務から、役割に応じた「基本報酬」のみと  
しております。

##### ② 監査役

監査役の報酬は、業績に対する客観性を重視し、役割に応じた「基本報酬」としており  
ます。

## 5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人 原会計事務所

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

[会計監査人との責任限定契約の概要]

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の会計監査人としての報酬等の額	58百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Shin-Etsu Polymer America, Inc.、Shin-Etsu Polymer (Malaysia) Sdn.Bhd.、Shin-Etsu Polymer Europe B.V.、蘇州信越聚合物有限公司、Shin-Etsu Polymer Hong Kong Co., Ltd.、Shin-Etsu Polymer Singapore Pte. Ltd.及び信越聚合物(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められるなど必要があると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を定め、内部統制システムの構築、整備及び運用が重要な経営の責務であると認識し、この基本方針に従って、内部統制システムの構築、整備及び運用をしております。

### (1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムに関する基本方針を定めており、その概要は、次のとおりであります。

① 当社グループ（当社及び当社子会社をいう。以下同じ。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し、公正な企業活動を行い、社会に貢献することを企業理念としており、当社グループのコンプライアンス方針、コンプライアンスマニュアルを定めるとともに、コンプライアンス委員会が組織横断的に対応します。

また、当社グループでは、コンプライアンス教育の実施、内部通報制度（ホットライン）の設置など、当社グループ全体で、コンプライアンスマニュアルに基づく企業行動を推進します。

反社会的勢力との関係は遮断します。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の議事録、稟議決裁書など職務執行・意思決定に係る文書（電磁的記録によるものを含む。）を文書管理規程その他情報資産に関する社内規程に基づき、適切に保存し、管理します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体の総合的なリスク管理体制を整備するとともに、リスク管理に関する諸規程を整え、事業活動に関するリスクに対応します。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会のほか各種委員会等により、意思決定の迅速化を図るとともに、業務の運営については、各取締役の業務分担を明確にし、当社グループ全体の目標を定め、事業計画等を策定して、効率的に業務を執行します。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における内部統制システムを構築していくとともに、当社グループ各社の取引等については、各社の自主性を尊重し、適切に行うほか、グループ各社間の連携を密にし

ております。

なお、子会社の取締役等は、関係会社の管理に関する規程等に基づき、当社に対する報告を行います。

また、当社グループの財務報告の信頼性を確保します。

- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社監査役（監査役会）の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、監査役と協議のうえ人選した使用人を配属し、異動、処遇、懲戒処分等の人事事項については監査役と協議します。

また、当該使用人については、取締役からの独立性を確保し、当該使用人は監査役の指揮命令に従います。

- ⑦ 当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

ア. 内部監査部門は、当社監査役に対して定期的に内部監査の状況を報告します。

イ. 当社監査役が業務及び財産の状況の報告を求めた場合には、当該取締役及び担当部門の担当者は、当社監査役に対して報告を行います。

ウ. 当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項その他重要事項につき、当社監査役（監査役会）に報告します。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、前号の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行いません。

また、当社グループでは、内部通報規程に基づく内部通報制度を設け、通報したことによる不利益取扱いを禁止するとともに、不利益取扱いをした者の処分を規定しております。

- ⑨ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役が、監査の実施のために必要な費用の前払又は償還等を請求した場合、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、支払を行います。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役と当社代表取締役ほか各取締役、会計監査人及び当社内部監査部門とは、それぞれ定期的に協議を行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記(1)の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に基づき、その適切な運用を行っております。

運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ・ 取締役の職務執行につきましては、定例の取締役会を原則として月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の報告及び監督を行いました。
- ・ コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を適宜開催し、コンプライアンス状況を把握するとともに、「コンプライアンスマニュアル」の改定、コンプライアンス研修の実施など、グループコンプライアンス体制の充実を図りました。
- ・ リスク管理につきましては、社長室を中心にグループ全体の重要リスクについての情報共有を図るとともに、事業所での自然災害の発生を想定したBCM（事業継続マネジメント）訓練を行うなど、必要な対応を行いました。
- ・ グループ管理につきましては、関係会社の管理に関する規程等に基づき、子会社から報告を受けるなど、適切な管理を行っております。
- ・ 内部監査につきましては、業務監査室が、内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社全体にわたる業務監査を定期的に実施しました。

また、業務監査室は、会計監査人と連携のもとで、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。

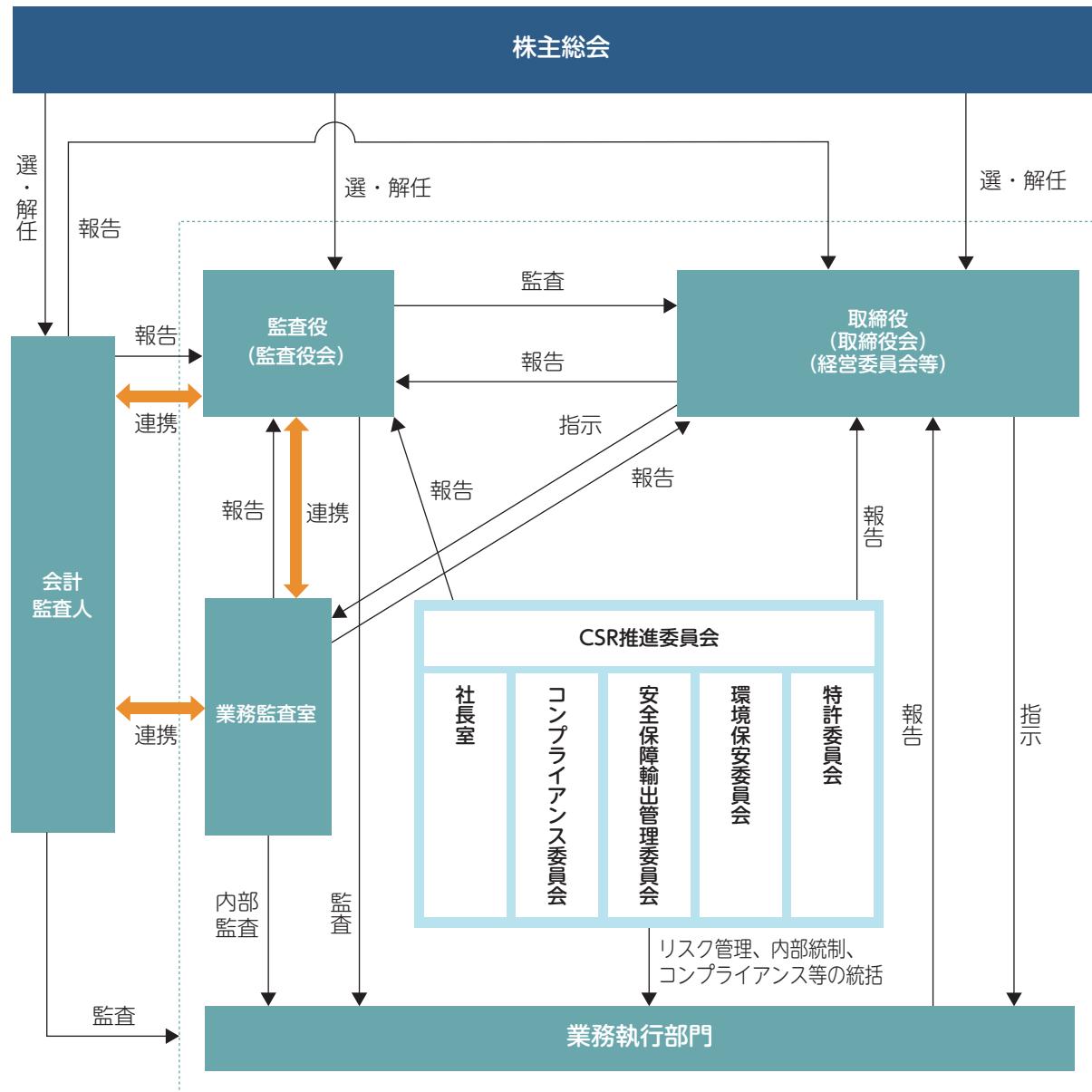
- ・ 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、社外取締役、会計監査人及び内部監査部門と連携し、当社主要事業所及び主要な国内外子会社への監査も含め、取締役の職務執行の状況を監査しました。また、監査役室を置き、監査役室は、監査役及び監査役会の補佐等を行っております。

---

(注) 本事業報告では、金額、株式数及び持株比率については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

【ご参考】

当社のコーポレート・ガバナンス体制図



## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>78,391</b>	<b>流動負債</b>	<b>24,272</b>
現金及び預金	41,974	支払手形及び買掛金	12,399
受取手形及び売掛金	20,228	電子記録債務	2,309
電子記録債権	3,392	未払金	2,384
商品及び製品	6,316	未払法人税等	1,049
仕掛品	1,557	未払費用	2,460
原材料及び貯蔵品	3,236	賞与引当金	1,336
未収入金	1,629	役員賞与引当金	52
その他	383	その他	2,277
貸倒引当金	△ 326	<b>固定負債</b>	<b>2,200</b>
<b>固定資産</b>	<b>28,641</b>	退職給付に係る負債	1,512
<b>有形固定資産</b>	<b>24,106</b>	その他	687
建物及び構築物	8,753	<b>負債合計</b>	<b>26,472</b>
機械装置及び運搬具	5,805	<b>(純資産の部)</b>	
土地	6,666	<b>株主資本</b>	<b>82,310</b>
建設仮勘定	1,139	資本金	11,635
その他	1,741	資本剰余金	10,718
<b>無形固定資産</b>	<b>172</b>	利益剰余金	61,284
ソフトウェア	101	自己株式	△1,329
その他	70	その他の包括利益累計額	△1,922
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,362</b>	その他有価証券評価差額金	375
投資有価証券	2,244	為替換算調整勘定	△2,260
長期貸付金	4	退職給付に係る調整累計額	△ 36
繰延税金資産	1,195	<b>新株予約権</b>	<b>172</b>
その他	918	<b>純資産合計</b>	<b>80,560</b>
<b>資産合計</b>	<b>107,032</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>107,032</b>

## 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額	
売上高		85,460
売上原価		58,697
売上総利益		26,762
販売費及び一般管理費		18,608
営業利益		8,153
営業外収益		
受取利息	341	
為替差益	127	
その他	133	602
営業外費用		
支払利息	24	
関係会社株式評価損	561	
減損損失	88	
その他	55	730
経常利益		8,026
税金等調整前当期純利益		8,026
法人税、住民税及び事業税	1,933	
法人税等調整額	43	1,976
当期純利益		6,049
親会社株主に帰属する当期純利益		6,049

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日残高	11,635	10,718	56,403	△1,033	77,724
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,142		△1,142
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,049		6,049
自己株式の取得				△ 438	△ 438
自己株式の処分			△ 25	142	117
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,880	△ 295	4,585
2019年3月31日残高	11,635	10,718	61,284	△1,329	82,310

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2018年4月1日残高	463	△ 807	2	△ 341	127	77,510
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,142
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,049
自己株式の取得						△ 438
自己株式の処分						117
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△ 88	△1,452	△ 38	△1,580	44	△1,536
連結会計年度中の変動額合計	△ 88	△1,452	△ 38	△1,580	44	3,049
2019年3月31日残高	375	△2,260	△ 36	△1,922	172	80,560

(ご参考)

(要約)連結キャッシュ・フロー計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	8,026
減価償却	3,790
減損	88
関係会社株式評価損	561
売上債権の増加額	△1,730
たな卸資産の増加額	△740
仕入債務の増加額	76
その他	1,059
小計	11,132
法人税等の支払額	△1,987
その他	352
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>9,498</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の増加額	△88
有形固定資産の取得による支出	△6,596
その他	△60
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△6,745</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
自己株式の取得による支出	△438
配当金の支払額	△1,143
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△1,740
その他	116
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△3,204</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>△727</b>
<b>V 現金及び現金同等物の減少額</b>	<b>△1,179</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>41,982</b>
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>40,802</b>

(要約連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2019年3月31日現在)

現金及び預金勘定	41,974百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,171百万円
現金及び現金同等物	40,802百万円

## 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>47,595</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,255</b>
現金及び預金	22,199	支払手形	199
受取手形	1,589	電子記録債権	2,309
電子記録債権	2,986	買掛金	9,980
売掛金	13,772	未払金	2,325
商品及び製品	3,689	未払費用	1,031
仕掛品	390	未払法人税等	727
原材料及び貯蔵品	1,576	預り金	4,572
未収入金	1,172	賞与引当金	1,142
その他の他	438	役員賞与引当金	52
貸倒引当金	△ 218	その他の他	913
<b>固定資産</b>	<b>26,760</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,875</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>17,232</b>	長期未払金	170
建物	5,809	退職給付引当金	1,206
構築物	143	資産除去債務	498
機械及び装置	3,291	<b>負債合計</b>	<b>25,130</b>
車両運搬具	60	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	1,019	<b>株主資本</b>	<b>48,697</b>
土地	6,022	資本金	11,635
建設仮勘定	885	資本剰余金	10,469
<b>無形固定資産</b>	<b>123</b>	資本準備金	10,469
ソフトウェア	69	利益剰余金	27,921
その他の他	54	利益準備金	1,019
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,404</b>	その他利益剰余金	26,902
投資有価証券	1,018	別途積立金	15,230
関係会社株式	5,552	繰越利益剰余金	11,672
関係会社出資金	1,734	<b>自己株式</b>	△1,329
長期前払費用	65	評価・換算差額等	355
繰延税金資産	668	その他有価証券評価差額金	355
その他の他	364	<b>新株予約権</b>	172
<b>資産合計</b>	<b>74,355</b>	<b>純資産合計</b>	<b>49,224</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>74,355</b>

## 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	金 額	
売上高		59,795
売上原価		43,179
売上総利益		16,616
販売費及び一般管理費		13,072
営業利益		3,544
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	1,541	
為替差益	213	
その他	44	1,803
営業外費用		
支払利息	21	
減損損失	88	
投資有価証券評価損	17	
その他	12	140
経常利益		5,207
税引前当期純利益		5,207
法人税、住民税及び事業税	982	
法人税等調整額	△ 48	934
当期純利益		4,272

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

	株 主 資 本							
	資 本 金	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 利益準備金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金 金 合 計		
2018年4月1日残高	11,635	10,469	1,019	15,230	8,567	24,817	△1,033	45,888
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,142	△1,142		△1,142
当期純利益					4,272	4,272		4,272
自己株式の取得						-	△ 438	△ 438
自己株式の処分					△ 25	△ 25	142	117
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	3,104	3,104	△ 295	2,808
2019年3月31日残高	11,635	10,469	1,019	15,230	11,672	27,921	△1,329	48,697

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
2018年4月1日残高	441	127	46,458
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,142
当期純利益			4,272
自己株式の取得			△ 438
自己株式の処分			117
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 86	44	△ 42
事業年度中の変動額合計	△ 86	44	2,766
2019年3月31日残高	355	172	49,224

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

信越ポリマー株式会社  
取締役会 御 中

監査法人 原会計事務所

代表社員 公認会計士 松 木 良 幸 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 米 山 憲 明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越ポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

信越ポリマー株式会社  
取締役会 御 中

監査法人 原会計事務所

代表社員 公認会計士 松 木 良 幸 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 米 山 憲 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越ポリマー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人原会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

信越ポリマー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 野 □ 修 一 ㊞

常勤監査役（社外監査役） 宮 崎 盛 雄 ㊞

社外監査役 細 木 幸 仁 ㊞

以 上

メ 毛 欄

メ 毛 欄

メ 毛 欄

# 第59回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地  
 JR神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋（4階）  
 (電話)03-6859-8200 (代表)



## 交通機関のご案内

- |         |            |                  |
|---------|------------|------------------|
| (JR)    | ■ 秋葉原駅     | 電気街口 …………… 徒歩5分  |
|         | ■ 御茶ノ水駅    | 聖橋口 …………… 徒歩7分   |
|         | ■ 神田駅      | 北口 …………… 徒歩7分    |
| (東京メトロ) | ■ 丸ノ内線淡路町駅 | A3番出口 …………… 徒歩4分 |
|         | ■ 銀座線神田駅   | 6番出口 …………… 徒歩4分  |

**NAVITIME**  
 出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



会場には、本総会専用の駐車場、駐輪場の用意はございませんので、  
 公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。